

[事案 2020-244] 治療給付金支払請求

・令和3年4月15日 裁定終了

<事案の概要>

約款上の支払事由に該当しないことを理由に、治療給付金が支払われなかったことを不服として、治療給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

自分の配偶者が、令和2年2月に急性心筋梗塞に罹患したため、昭和61年6月に契約したがん保険に付加された重度疾病治療特約にもとづき、治療給付金を請求したところ、約款所定の支払事由（60日以上労働制限を必要とする状態が継続）に該当しないとして支払われなかった。しかし、以下等の理由により、治療給付金を支払ってほしい。

- (1) 申込時、募集人から、重要事項かつ不利益事項である「60日以上労働制限」という説明が一切なかった。
- (2) 申込時に、募集人からパンフレットを受け取っているが、最後のページに極めて小さい字で記載してある「60日ルール」に気づくのは困難であるし、詳しい説明がなければ素人の一般人には理解できない。
- (3) 保険会社は、医療技術の進歩に伴う保障見直し、商品改訂とその提供や乗り換えの案内をすべきであるが、そのようなことはなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 診断書上、申立人配偶者の症状は、初診日から60日以上継続して労働の制限を必要とするものとは認められないため、支払事由を充足していない。
- (2) 保険契約等に関する説明については、口頭による説明が必須ではなく、書面による説明でも足りるところ、申立人配偶者は、パンフレットを受領していることから、書面による説明がなされたといえる。
- (3) 重要事項説明書の交付が求められるようになったのは、平成13年4月以降であるところ、本特約の申込みは平成7年に行われているので、重要事項説明書の交付がないことをもって、当社の募集管理態勢に問題があったとは言えない。
- (4) 顧客に対して保障の見直し等の提案を行うべき法律上の義務はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人の配偶者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、治療給付金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。